

市労連ニュース 2024 夏季局長交渉速報版

2024 夏季闘争 / 総務局長交渉結果速報

夏期一時金 6月28日(金)支給 支給月数 2.250 月分

支給月数 下記のとおり (令和6年夏)

		定年前の職員		暫定再任用職員	
		一般の職員	管理職員	一般の職員	管理職員
6 月期	期 末	1.225	1.025	0.6875	0.5875
	勤 勉	1.025 (1.020)	1.225 (1.195)	0.4875 (0.4725)	0.5875 (0.5725)
	計	2.250 (2.245)	2.250 (2.220)	1.175 (1.160)	1.175 (1.160)

※ () 内は勤務評価標準者の支給月数

※ 勤勉手当への人事考課結果の反映が導入されていない職種・職域は上段の支給月数

※ 会計年度任用職員については、支給要件を満たす場合、期末手当を最大 1.225 月分、勤勉手当を最大 1.025 月分支給する。

夏季休暇付与日数は、昨年同様 6 日 取得期間は 6 月～10 月末

総務局長：今年度も夏季休暇におけるキャッチフレーズを「十日(じゅうじつ)の夏休み」とし、計画的な休暇の取得が可能となるよう通知していきたい。

一般職員	6日 《期間中の目標日数・・・10日以上(年休含む)》			
暫定再任用職員等	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務	週2日勤務
	6日	-	4日	-
会計年度任用職員等	3日(週以外の期間によって勤務日が定められており、1年間の勤務日が47日以下である者を除く)			

※こちらは速報版です。夏季交渉の詳細については後日各職場に配布します。